れ間ながだの下時はしいいば従りあればに、

い明い

くとて同てとて

(第 第 2 の

は(役

こもに、同ご質問の

類では、こでない。

活の動きでする。 「大きながら、 「大きながら、 「大きながら、 「大きながら、 「大きながら、 「大きながら、 「大きながら、 「おいった」 「大きながら、 「おいった」 「もれった」 「もれったった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。 「もれった。

し金届に被員現配3合

な手と必保の在偶号は

け帳あ要除健無者被お

せ業事入ま扶業出当町

意こしとしとれ

まの

けのにの

なります。

が号妻

一提被が

旦出保9

1 れ者 1

号たと日

保点て降

険をの無

者資資収 格格入

な取取状

る 得 得 態

手日日が 続とは続

をる月て

しと1い

なそ日る

るつ

もなその

すりい

## 社会保険労務士法人•行政書士事務所

# オフィス・サポートNEWS

東京事務所 〒104-0032東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル4F TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926 E-mail info@officesup.com 大阪事務所 〒533-0033大阪府大阪市東淀川区東中島1-17-5ステュディオ新大阪715 TEL 06-6300-7572 FAX 06-6300-7573 E-mail info.osaka@officesup.com URL http://www.officesup.com

第70号 2014年12月 発行責任者

鎌田勝典·鈴木健司

#### ■ヘイトスピーチに対する審判

「在日特権を許さない市民の会」(在特会)の会員らに よるヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)は、人種差別撤廃 条約が禁じる「人種差別」であると認定し、約1,226万円 の高額賠償と街宣活動の禁止を命じた大阪高裁の判決が、 最高裁が在特会側の上告を退けたことにより確定した。

NPO「ヒューマンライツ・ナウ」が関西在住の在日コリ アンに個別に面談して体験を聞き、まとめた結果が報道さ れた(2014.12.14朝日)。「以前働いていた職場で、ヘイ トスピーチに好意的な人が増えてきたように感じた」

「『殺せ、朝鮮人』と言われ、殺されるんじゃないかと恐 怖が襲った」などの声が紹介されている。子どもへの影響 も深刻で、「帰宅した中学生の息子が『早く大人になって 帰化する』と話した体験を明かした。コンビニ店で買い物 に出かけた際、デモを目にして衝撃を受けた様子だったと いう」。



コリアンの宋さん(精神科医)から「一部異論がある」と 投稿がありそのまま掲載した。異論とは、「『在日コリア ンに対する社会的差別が改善され、在日コリアンの『反日 感情』がうすれてきたこと(中略)直接的な差別体験をも つ人が少なくなったこと』が、背景で帰化が増えていると いう分析は適切であろうか」というものである。宗さん は、ヘイトスピーチが溢れる中で、「直接的な差別体験を 持つ人は、逆に増えている。…背景には、とっくに誰も信 じていない吉田証言を『朝日』が訂正したことに便乗して 叩(く)…歴史修正(改ざん)主義がある」と指摘する。 実体験に基づく言葉である。

その「朝日」にコラム掲載を拒否されて話題になった池 上彰氏は、「売国」という言葉を使う朝日バッシングの風 潮に警鐘を鳴らしている。雑誌「世界」(岩波書店)12 月号で、「一番私が違和感を覚えるのは、『国益を損なっ た』という言い方です。メディアが『国益』を言い始めた らおしまいだと思います」「ドイツは70年間『ナチスの ドイツといまのドイツは違う』と言い続けてきて現在があ る。日本が慰安婦問題で「昔の軍国日本の行為です。平和 国家日本は違う」ときちんと言えなければ、昔の日本は悪 くなかったと主張していると受け止められるでしょう」、 こう正論を吐いている。

事件は、在特会の会員らが2009年12月~10年3月、京 都朝鮮第一初級学校の周辺で、「朝鮮人を日本からたたき 出せ」などと演説。同校を運営する学校法人「京都朝鮮学 園」が損害賠償と街宣活動の禁止を求めて提訴した。京都 地裁は、「人種差別にあたる」と認定し、「被害者の効果 的な保護や救済となるような額にするべきだ」として異例 の高額賠償を命じた。大阪高裁も一審の判断を支持し、確 定したことになる。

オフィス・サポートニュースで連載している「帰化問題 の歴史と許可申請」(大阪事務所・鈴木健司の原稿)をめ ぐっても、一方で罵詈雑言が寄せられつつ、「よくぞ書い てくれた」と歓迎してくれる方々も多い。その中で、在日

,自 なろり明るし ると分逮う万 心が捕と件あ律い交 配管・しが る。 世世ざれる る象劇 る指 を得なにつ なりい れ い。目で、 る 見通 口感

人ごとなの か?

# 号 第 3 号被保険者資格 取得勧奨」

第

# の 頀

でなし子

 $\mathcal{O}$ と 性器・ 容疑 を ったボー いドれし Ď デ 作家の 北原 で 4 の IJ が わ

れ末

れ ボ 日 保 よ 付 険

の会資従 のでしょう 芸社を退場 作業員の

う職勧妻

奨に、

在い金

無う事

で書所

すがか

どき「うま第

いった。号・

続妻第 (は81) おきをも

す月

届き「

いで者

oときは、逮捕のときは、逮捕のおそれがなくか必要である。 のおそれがなくを犯したことを を犯したことを のて疑問である。 型どっ ある 逮疑 の罪捕 請証状相 開求を 一次の 請求 ・ に当な理・ れ が、3 下すを由 しる受 なおけ刑 た けそた事 れれ裁訴 ばが判訟 なな官法 らいは 1 捕ぶ な等 せ い明諸9 せつ物 勽 条 ら般 留 ( ら 般 条 刑 か の 1 لح

は の 2 却お人 下そは、 され れは仮 た全く `なれ ろいが くのわ ででい なあせ り、つの に違罪つ法に い逮あ て捕 はで る あ 疑 勽 るい が あ 事に事項 訴逮情

場 はすとめの以日号て月第あ、時送被外に被外に程の11事効付扶の喪保た度

過ん第者第保場である。

度まるた者者12

田できる。 (第2号: (第2号:

のと送付さると送付さ

険合 で退 きま

保じ

険者)いまま

資と社

職す

うで

やこ・こ 知とマのの意の るは、コラ害にの国の なに取文 2 の 観 な り 化 保月批点り締や な日の なを さに低批いさ れ施下判 せ る行 るの と関係 のさ権る かれカメ はで たチデ 大特ェイき定ッア 時 市 な秘クが 民 لح 危密機極惧保能め の 葆能め 表 ŧ 現 感護の T 3行為 を法低少 持の下な を た今を か 後 感 つ 萎

て、は、 かつがる件で何最 、と、数でである。 での秘懲政国 密役がの あ 1 視こかの、4に10を安 に般ケ秘1れ年事保 RATE BERTHAND BERTH の 、科し、わる でで き約に全 ようが4不れ開衛 で法な外 であと、 るがパ でイ き活 れ止 らロ そ 防

□編集後記──戦後70年2015年を前にして、第2次世界大戦の惨禍を思い 起こしましょう。世界での犠牲者は、民間人がおよそ4千万人から5千万 人、軍人が約二千数百万人、日本では、民間人がおよそ五十万人から百万 人、軍人が約二百数十万人、とみられています。当時の世界人口は、約二 十数億人、約30人から40人に一人の犠牲者を生み出してしまいました。

繰り返してはなりません。現在なお、戦争によって利益をこうむる勢力 が、日本を含めて先進国といわれる国々で跳梁跋扈しています。この真実 から、目を背けることはできません。受け継がれてきた課題は大きい。私 たちは国を超えて、互いに手を携えることでこれを乗り越えたい、そう願 わずにはいられません。幸豊かなる新年をどうかお迎えください。(N)

の

ま

#### **このこのこの今月号紹介 このこのこの**

- 2面 トピックス 「マイナンバー制度が始まります」
- 労使トラブル110番 「労組が「休日の買い上げ」を要求してい るが、どう対応する?」
- 4面 『職場の関係性と組織力向上について』 米国CTI認定プロフェッショナル・コーアクティブコーチ・川添香先生の連載
- 5面 新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』 経営コンサルタント・野澤周永先生の連載

- 6面 『コラム 人事労務の視点で歴史をひも解く』 人事コンサルタント・市村剛史先生の連載 『JAZZでほっと一息』 ジャズ愛好家・小柳忠章さんの連載
- 『帰化問題の歴史と許可申請』鈴木健司の連載
- 職場のQ&A

「「第1号・第3号被保険者資格取得勧奨」とは?」 『となりの弁護士』弁護士・原和良先生の連載

 ${\sf Page}\ 2$  オフィス・サポー ${\sf NEWS}$ 



### ■マイナンバー制度が始まります

昨年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:マイナンバー法)が 交付され、来年2015年10月に国民1人に1つの番号(個人番号)が付与されます。まだ詳細は明らかになっていないも のの、企業の従業員管理等に与える影響は大きいといえそうです。

#### 【マイナンバー制度とは】

マイナンバー制度とは、「複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。」(内閣官房)と説明されています。マイナンバー法が目指しているものは次の諸点です。

① よりきめ細やかな社会保障給付の実現

複数の制度を横断して限度額を決めるため、現行の「縦割り」の限度額とは違った制度にします。具体的には、

- ・総合合算制度の導入:医療、介護、保育等にかかる世帯合算費用を世帯収入に応じた一定の限度額にする
- ・高額医療制度・高額介護合算制度の現物給付化:費用立替をなくす
- ・給付過誤、給付モレ、二重給付の防止
- ② 所得把握の精度の向上

効率的に名寄せ・突合することを可能にし、所得の把握が可能になります。

③ 災害時における活用

災害時要援護者リストの作成および更新、災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建への効果的な支援などが考えられます。

④ 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

各種社会保険料の支払い、サービスを受けた際に支払った費用の確認、制度改正等のお知らせ、確定申告等を行う際に 参考となる情報の確認などができるようになります。

⑤ 事務・手続の簡素化、負担軽減

所得証明や住民票の添付省略、医療機関における保険資格の確認の簡素化、法定調書の提出に係る事業者負担の軽減などが考えられます。

⑥ 医療・介護サービスの向上

継続的な健康情報・予防接種履歴の確認、乳幼児健康診断履歴の継続的把握における児童虐待の早期発見、難病等への 医学研究において、継続的で正しいデータの蓄積が可能に、地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易に、各種行 政手続において診断書添付の省略、年金手帳・医療保険証・介護保険証の一元化などができます。

以上のうち、当面は、②の所得を正確に把握することと、⑤の行政手事務効率化から利用を開始していくこととなります(法改正が必要なものもあるため徐々に取扱いを変えていくことになります)。

#### 【事業者が個人番号を利用する場面】

まず、事業者は、従業員・顧客・株主などから、個人番号を記載した書面などを受けとり、「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」といった法定調書に個人番号を記載した上で、税務署に提出します。

また、各種社会保険の手続きをする場合、従業員から個人番号を記載した申請書などを受けとり、提出しなければなりません。マイナンバーのない書類は行政が受理しないということになると思われます。

個人番号を取得する際には、本人確認の措置を厳格に行わなければなりません。いわゆる「成りすまし」を防止するためです。「番号の確認」と「身元の確認」をセットで行う必要があります。具体的には、「個人番号カード」の提供を受けるか、「通知カード」と運転免許証等での確認をとるかの方法となります。

なお、個人番号を利用する場面は、法9条で、①税金、②社会保障、③災害の3つの分野に限定列挙されており、これらの目的以外で個人番号を使うことは許されません。

#### 【今後のスケジュール】

今後、平成27年10月をめどに個人番号が各市区町村から通知され、平成28年1月をめどに個人番号の利用が開始される予定です。番号通知の方法は、郵送で、住民票のある住所に「通知カード」によって行われます。この「通知カード」は国民全員が持つことになりますが、それとは別に希望者のみ「個人番号カード」という顔写真とICチップが掲載された身分証明書にもなるカードが付与されます。これに伴い現在の「住民基本台帳カード」は廃止されます。

一方、マイナンバーの対象は個人だけでなく法人も含まれます。法人番号は平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知される予定です(市区町村から通知されるわけではありません)。

オフィス・サポートNEWS



### ■「帰化問題の歴史と許可申請」8(最終回)

オフィス・サポート大阪事務所長 鈴木 健司(社会保険労務士・行政書士)

#### □「帰化問題異論」(つづき) 宋 仁浩(精神科医)

#### 4 帝国主義と国籍

帝国主義とは、つまるところ、自民族は他民族より優れていて、ユニークであり、他の劣った民族を指導する立場にあると考えるところからはじまる。その為には、他民族の主権を制限し、個人の人権を制限してもよいと考え、軍事的威圧さえ加える。

今日、日本の書店の店頭には「日本人は何故、中国人、韓国人と比べて優秀で良心的なのか」と言った内容の本が立ち並ぶ。その論拠は、虚偽と牽強付会そのものだが、このような馬鹿げた本が、何十万部も売れている現状がある。

そして、着目して戴きたいのは、アメリカ国籍が、 生誕地を基準としていて属地主義なのに対し、日本国 籍は親を問題としており、血統主義である。以前の日 本名強制の根拠も「単一民族国家日本のイメージを崩 さない為」と言う極めて物語的帝国主義的な選民意識 が、ベースにある。血統主義自体が、日本国憲法の精 神と相容れないと、私は考える。

#### 5 では、国籍法をどう変えるか

一方、アメリカでは不法入国(多くは経済難民)についても5年の時効があるが、日本にはない。5年も居住してしまえば、経済基盤、さらに家族もできている可能性が高く、これを強制送還するのは、人道に悖るというのが、その根拠である。しかし、日本においては、いつまでも逃げ隠れ、公的に基本的人権が、認められないままである。

在日コリアンの国籍取得権ではなく、生誕地を基準に事情に応じて、一時二重国籍可能な(なぜかペルーのフジモリ元大統領には、二重国籍が認められていて驚いた)属地主義とすること、不法入国に時効を認めること―これが、コリアンと言う枠を超えて、日本定住者の法の下の平等の確保だと考える。

#### 6 国籍取得権は在日の権利を拡大するか

国会に進出して影響力を強めると、鈴木先生は結論づけるが、仮に40万人が一斉に帰化しても、比例区での一議席得票数にも満たない。小選挙区とは、比例代表を併用しても、民族別の議席配分でも行なわない限り、このように少数派の権利を否定できる制度なのである。それよりは、定住外国人の地方参政権を認める方が、理にかなっている。コリアンの多い地域なら一議席位は、獲得できる。身近な自分たちの暮らしと人権を守る提言が、少し位届く。まるで、日本国の統合性を壊すかのように喧伝された地方参政権は、この

程度のささやかなものである。このささやかな権利主 張さえ、納税をはじめとする義務を等しく要求しなが ら、蹴散らしてよいと考える者が、多数なのが、この 国の実態である。

#### 7 コリアンとは何か

徐京植は、コリアンを「植民地化と祖国分断を強いられた」近代において、唯一の存在と定義する。そしてコリアンであることとは、血統ではない。血なら民族浄化につながる最悪の民族主義だと喝破する。このような存在が、人間性を回復する道とは、「帝国主義の国家暴力」の前に、「良心的不服従者」として立つことである。

故に私は、日本国を愛し、その民主主義的発展を願う立場から、日本国籍を現行法下では取得しない。地方参政権を要求する。国籍取得権についても、現実的実態を考慮すると賛同できない。

マンデラとガンジーは、共に弁護士だったが、人種 差別が合法の南アにおいて、マンデラの不服従は、暴力闘争しかなかった。ガンジーは、あくまでも英連邦の一員として、「法の下の平等」を主張し、英国人の良心に訴えつづけた。

私は、「日本国憲法」を盾に、帝国主義の国家暴力への非暴力不服従を貫く存在が、在日コリアンであると考えている。

結論は異なるが、鈴木先生が寄せてくれた我々の基本的人権に対する重大な関心に感謝する。今、日本で生まれ、五十年余を暮らし、これまでにない、息苦しさ、身の危険を感じている。自分が自分らしくありたいと考えるだけで、何故こうも英雄的状況(勿論皮肉である)に立たされるのだろう。これまでに述べた愚考のささやかな到達点さえ、当事者以外には想像し難い葛藤の相克、膨大な知識獲得の努力があったことを、ご理解戴ければ幸いである。

――「帰化問題異論」(おわり)

以上が 宋氏のご意見である。私の連載を熟読して頂いた上 ご意見を寄せて頂いたことに この場を借りて感謝申し上げたい。まさに「当事者以外には想像し難い葛藤の相克」等がゆえの迫力という他ない。

この連載を端緒として 今後ともこの問題についての 建設的な議論が発展することを願いつつ、ひとまずこ の連載を終える。

#### コラム 人事労務の視点で歴史をひも解く(第20回)

人事コンサルタント・社会保険労務士 市村 剛史



#### ■労働者派遣の元祖?~伊賀忍者のビジネスモデル

先の衆議院解散により廃案となりましたが、改正労働者派遣法 案が大きな注目を集めていたことは皆さまも記憶に新しいことと 思います。日本で労働者派遣というビジネスが始まったのは派遣 大手のマンパワー・ジャパン(現マンパワーグループ)が設立さ れた1966年といわれていますが、ビジネスモデルとしては古く から存在しており、江戸時代の口入屋(人夫出し業)にさかのぼ ることができるとされています。

しかし、実際には労働者派遣のサービスは江戸期の口入屋より もさらに古くから行われていたのではないか、個人的には考えて います。それは、皆さまもご存じの"忍者"なのですが、さりと て自信があるわけでもありませんので、今回はあまり方肘を張ら ず寛大なお気持ちで読んでいただければ幸いです(笑)

司馬遼太郎さんは、短編小説「下請忍者」のなかで忍者と忍者 の里・伊賀を次のように描写しています(青字は、私が現代の労 働者派遣に置き換えて付記したものです)。

- ・諸国の大将は、忍者の必要に迫られると伊賀へ人を派遣し、 いわゆる上忍(服部家、百地家などの有力郷士)に金を渡して 専門28業務の一つに加えられていたことでしょう(笑) 必要な人数や用の種類を打ち合せる(派遣先と派遣元で必要な 人材等について打合せを行い、派遣契約を結ぶ)
- 用し、派遣先へ派遣する)
- など)を遂行する(派遣先である依頼主と下忍は雇用関係には デルが生まれるものなのかもしれませんね。 ないが、指揮命令関係にある)

- ・任務を終えた下忍は伊賀の里に戻り、依頼主の報酬から上忍 の利ザヤ分を引いた残りを現銀でもらう。(派遣労働者である 下忍は、依頼主ではなく派遣元から給与を受ける)
- ・上忍の得た利ザヤは自らの収入となるほか、里の維持費や年 老いて現場には出れない老忍の生活費などに充てられる(マー ジンが派遣元の運営経費等として使われる)
- ・忍者の仕事が終わると下忍は百姓仕事に戻るが、伊賀の里に 諸国から依頼があれば必要に応じて上忍から呼び出され、任務 に就く(登録型派遣のように、業務があるときのみ下忍は派遣 元である上忍と雇用契約を結ぶ)
- ・下忍は幼い頃に伊賀の里に連れてこられ、極めて過酷な訓練 を施されて忍者に必要な能力を身につける(派遣労働者である 下忍は派遣元で必要な教育訓練を受ける)

こうして並べてみますと、伊賀の里がまるで現代の労働者派遣 と同じようなシステムで運営されていたかのように映ります。忍 者は極めて専門性の高い仕事ですから、現代であれば間違いなく

ただ、忍者というのはその職業の性格上、多くの謎に包まれて いて本当の実態はよくわかっていないといわれています。した ・上忍は、依頼内容に適した特技をもつ下忍を選び、必要な指がって、伊賀の里も上記のように運営されていた可能性がある、 示等をしたうえで依頼主のところへ派遣する(上忍が下忍を雇というにとどめるべきなのですが、ただ、忍者のような高い専門 性と完結性を持つ専門家集団がその強みを生かして事業展開をし ・依頼主の指揮下で下忍は任務(探索密偵、後方攪乱、城取り ようと思った場合、自然発生的に労働者派遣のようなビジネスモ



# JAZZでほっと一息

アドバンスト・ソフト 小柳忠章

# 「シング・シング(Sing, Sing, Sing)」

まず、先月の宿題から、解決しましょう。「ジルバ」 とは、戦後アメリカの進駐軍が日本に持ち込み、踊ってい |たJitterbugを日本人が聞き間違えて記したものと言われて │います。アメリカ人の中には、TとLをほとんど区別なく発 |音する人がいますから、ジラーバと聞こえた可能性があり |ます。狂った様に女の子をぐるぐる回す踊りを虫に見立て |てJitterbugと呼んだのですが、イギリスに渡り、Jive(ジャ |イブ) というダンス種目になったと解説されています。 「ジルバ」は競技ダンスの種目にはありませんが、ジャイ ブは正式種目になっています。ルンバやチャチャチャと同 じラテンに属します。

「ジルバ」はどんな曲で踊ったのかというと、アップテ ンポのスィング・ジャズですが、その後ロックン・ロール |でも踊られました。スィング・ジャズの代表作というと、 |シング・シング・シング(Sing,Sing,Sing)でしょうか。日 本の高校生のブラスバンドが大好きな曲です。映画『ス |ウィングガールズ』でも取り上げられていますから、知ら ない人はいないでしょう。

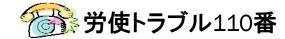
1936年ルイ・プリマが作曲。1938年にベニー・グッド マン楽団が演じ、有名になりました。当時の同楽団の看板

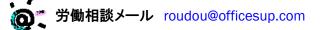
ドラマー、ジーン・クルーパの演奏がジャズ・ドラムの常 識を覆したと言われるほど世界中に広まりました。

#### 歌って、歌って、歌いましょ! みんなで、一緒に歌いましょ! さあ、スィングして歌いましょ

う一ん、どうでしょう。やたら明るいですね。お正月み たい。しかし、世界は恐慌以来、景気の確かな回復のない まま戦争へと向かいつつある時代でした。底抜けに明る く、歌い、踊る姿が逆に悲しい。

「ジルバ」は、兎に角、4拍子のテンポの速い曲なら何 でも良いのです。学生時代、先輩のバンドが試しに5拍子 のテイク・ファイブを演奏したところ、初めのうちは、ジ ルバで踊っていたカップルがいたそうですが、やがて踊れ ない事に気付き、みんな踊ることを諦めた。ステージが終 わると、ホールの支配人から「踊れない曲は演奏しないよ うに」と注意されたそうです。この「踊れない曲」という キー・ワードが後のモダン・ジャズの誕生に大きく関わる ことになります。





#### ■労組が「休日の買い上げ」を要求しているが、どう対応する?

Q:弊社の就業規則では、休日を日曜日、祝日、会 社が指定する日、夏季休暇、冬季休暇と定めていま す。夏季休暇と冬季休暇については、一定期間のう ち「本人が希望する5日間」としています。トラブ ルとなっているのは、日給制としている運転手の職 務です。労働組合は「休暇は会社が勝手に決めたも のだから買い取るべきだ」と主張しています。実際 に就労した日が1ヵ月平均就労日数の22日に達しな かった場合、足りない分を買い取れという主張で す。対応に苦慮しているのですが…。

A: [ ノーワーク・ノーペイ」の原則からみて、通常ありえない主張と思いますが、なぜそのような主 張が生まれるのでしょうか。

Q: 先代の社長が急死してしまい、実務が引き継が れないまま経営者が変わりました。先代の社長は、 労働者が働かなかった日数につき年次有給休暇の残 余分を充当していたようです。また、この数年間、 よくわからないまま、組合の要求通り給与を支給し てしまっていたという事情もあります。

#### 【休日と休暇の違い】

A:そもそも、休日と休暇とは似てはいますが全く 違ったものです。休日は、労働契約において、あら かじめ就労義務がないものとされている日のことで すが、休暇は、その日は就労義務を負うものの個別 的に使用者から就労義務の免除を得ている日のこと です。

休日は使用者が一定の日を定めて労働者に与えな ければならない義務を負っているのに対して、休暇 は労働者が指定または請求して、それに基づいて使 用者が付与するものとなります。

貴社では、夏季休暇、冬季休暇について、名称は 「休暇」となっていますが、就業規則で「休日」と しており、労働者はそれを前提に労働契約を結んで いるわけです。労組は「休暇は会社が勝手に決めた もの」と言ってますが、たしかに会社が独自に有給 の休暇を与えているとするならば、その未取得分を 買い上げることは違法ではありません。しかし、貴 社においては夏季休暇、冬季休暇は法律上の「休 暇」ではなく「休日」なのです。したがって、休日 の買い上げを請求する権利はないのです。

#### 【年次有給休暇の充当は可能か】

先代社長が行っていたのは年次有給休暇の残余分 の充当ではないかと思われます。よく病気で欠勤し たとき、その日について会社が有給休暇を充当する (有給休暇扱いとする) ことがやられています。こ れは有給休暇の事後請求ですから、労働者にその請 求権があるわけではありません。事後請求を認める かどうかは会社の判断によります。

また、あらかじめ欠勤した日について自動的に年 休に振り替える、いわば「自動振替」方式をとるた めには、やはり労働協約なり就業規則の定め、もし くは労働慣行としてやられているという条件が満た されなければならないでしょう。というのは、そも そも年次有給休暇は「労働者の請求する時季に与え なければならない」という労基法の定めがあり、自 動振替はその趣旨に反する恐れがあるからです。

では、有給休暇を全部消化してしまい残余日数が ない人の場合はどうなるでしょうか。年次有給休暇 の買い取りは違法ですが、時効により消滅した分、 会社が法定日数を上回って与えている場合はその上 回る分については買い取ることは可能です。これも また労働者に買取請求権があるわけではなく、会社 の任意によりますが。

#### 【どう対応するか】

Q:組合は「もし従来の措置を変更するならストラ イキをやる」と言っています。

A:まず、いま述べた法律上の問題、組合が勘違い していることは何か、などについ説得し、理解を得 ることが大前提です。その上で、夏季休暇、冬季休 暇の買い上げはできないこと、年次有給休暇の充当 によって対応することを明確にしてください。

同時に、経過からみますと、先代の社長が行って きたことがあり、またこの数年間の無条件の買い取 り実施という事実もあるわけですから、きちんとし ていくためにはある程度の経過期間を設ける必要が あるでしょう。ご承知のように、年次有給休暇の時 効は2年となっています。労働者の中には年次有給 休暇を消化してしまった方もいるかもしれません。 そうしたことを考慮すると、少なくとも2年程度の 経過期間は必要ではないでしょうか。

Page 4 オフィス・サポートNEWS



#### 職場の関係性と組織力向上について~コーチングの視点で考える Part 20

社会保険労務士/CRRグローバル認定システムコーチ /米国CTI認定プロフェッショナル・コーアクティブコーチ ブログ 「社長!デキる社員を育てましょ!」 http://ameblo.jp/keieijiku/

「燃える集団作り専門家」 川添 香



#### 自分ごとにする

前回の「無から生み出す」の続きです。 何もないところから生まれた60個近くのアイデ ア。今度は実現に向けて収束させて行きます。 第2回目は実現に向けてのワークショップです。

アイデアは大判ポストイットを使って一枚に一ア イデアを出していきます。60枚のポストイットを 分類、グルーピングするところから始めますが、 これがまた大変な作業。人はたいてい分類という と、カテゴリー分けに走りますから、ここにも入 る、あそこにも入るという左脳的な仕分けの仕事 に行き詰まって行きます。この女子プロジェクト チームも同様。だんだん困惑の様相を呈してきま した。見ていてもワクワク感がありません。 実はこういったプロジェクトを組むときには、ワ クワク感は非常に重要な要素になってきます。

#### 「場の感情」

グルーピングの作業は基本的にはプロジェクトに 任せますが、行き詰まってきたところで介入する ことにしました。

こういった時に、ファシリテーターとしての筆者 が見ているものは「場の感情」です。介入すると きには、この「場の感情」と自分自身の内側から の直感でやり方を決めていきます。

行き詰まりにおける「場の感情」は様々です。と きにはイライラ感や無力感が漂っている場合もあ るのですが、今回は当初あったワクワク感が消え ており、とても真面目で考え込む場となっていま した。

そこで直感的に出た言葉は、「実現可能に向けて ワクワクするのはどれか、という基準もあるよ ね」

というものでした。

これが功を奏し、場にワクワク感が戻り活気づい てきました。賑やかなおしゃべりとともにグルー ピングが進んで行きます。

ここで大事にしたものは、実現に向けて意識を向 けさせるということです。

中には魅力的だけれど、実現可能かと言ったら今 の段階では無理がある、という理由でボツになっ たアイデアもありました。

こうして厳選されたプロジェクトチームが5つ生ま れました。

#### 自主性とワクワクはセット

こうした正規の業務外の活動の場合、強制する力 は何もありません。やらされ感があったとした ら、実現までのプロセスで挫折していくのは目に 見えています。

大事なのは、このプロジェクトは自分たちで動か していくものだと自主性を自覚することと、実現 イメージにワクワクする喜びが持てるかというこ とです。

想像が創造のプロセスをたどる時には、困難な状 況がつきものです。こうした困難を乗り越える原 動力は義務感でも責任感でもなく、ワクワク感な のです。

人がもっとものびのびと行動し自分が知っている 以上の力を発揮するときは、必ず自主性とワクワ ク感がセットになっています。

#### 自主性を醸成する

出来上がった5つのプロジェクトを「自分ごと」に していく最終段階はプレゼンです。

この段階では、まだなんとなくそのグループに属 しているという人も少なくありません。人数的に もパラつきがあります。

そこで、プロジェクトごとに一番熱のある人に リーダーになってもらい、そのプロジェクトがど んなに魅力があるのかを語ってもらう時間を取り ます。メンバーにはそのプレゼンを聞いて魅力を 感じたら動いても良いということを前もって伝え ています。何人かの移動があったのち、プロジェ クトメンバーが決定しました。こうして、熱のあ るところに集まったメンバーはプロジェクトを自 分のものとして受け取ることになります。

そして次にすることは、まだ熱に集まっただけの メンバー間にチームとして協働できる関係性を作 ることです。



## 新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

http://www.vcon.jp

経営コンサルタント 野澤 周永 (株式会社 V コンサル)



#### 第20回 「成功の法則」

プロの経営コンサルタントとして、11年目にな ります。このプロとしての10年余りは、まさに 「問題解決」の歴史でした。経営コンサルタントの 場合は、「士族(さむらいぞく)」である税理士さ んや、社労士さんと違い、その資格者でなければで きないという、税務申告などの独占業務を持ちませ ん。ですから、私達は、お客様である中小企業の個 別案件や経営改革の『成功』をお手伝いして初めて 存在意義があります。そんなわけで、私は、いかに お客様である中小企業を確実に『成功』に導くかを 考えて、この仕事をしてまいりました。そんなキャ リアを通して、『成功』に導くための一定の法則が あることを見出したのです。今日はそんなとってお きのお話をしてみます。

中小企業やその人や組織が抱える問題は、カテゴ リーでいえば、財務や資金繰り、事業や営業、人事 に労務、その他新事業の立上げなど様々あります。 端的に言いましょう。これらの問題解決は、「しく みー運営一成果」という基本フローで構成されてい ます。平たく言えば、「しくみをつくって、それが うまく回るようにし、結果を確実に出す」のように 言い換えることができます。「しくみー運営一成 果」という『成功の法則』について解説いたしま す。

しくみ・・あなたがお店を始めるとしたら、どう しますか。「こんなお客様達に来てほしい」「こん な商品やサービスで喜んでほしい」「お店はこんな ディスプレイにして」などと思い浮かべると思いま す。お客様にニーズがあることが確かで、そのニー ズに合わせた商品やサービスが安定的に提供できる しくみを一生懸命考えませんか?つまり、売れるし くみを作ろうとするわけです。逆にいえば、何の仕 掛けやしくみもないと、多くの場合、その不安定な サービス提供(すぐに提供してもらえるかわからな い、前回と同じサービスが受けられるかわからない 等々)にお客様はすぐに離れて行ってしまう事にな ります。ですから、まずは、お客様が求める商品や サービスを安心して手に入れられるようなしくみを

作る必要があります。そして、そのしくみは、今う ちが考えられる「ベストなしくみ」とすることが必 須条件です。

運営・・どんなにすばらしいしくみをつくったと して、しくみを回す社員などの運営スタッフが、 「しくみを理解していない」「しくみを動かす力量 がない」「しくみを実際に回してみてもうまく回ら ない」という状況であれば、うまく回るまでなんど でもトライアルを行い、うまく回るように訓練し、 うまく回らない原因追究と対策を繰り返していく必 要があります。「ベストなしくみ」をよどみなく回 す努力をして、それを達成させることがここでのポ イントです。

成果・・しくみ+++++++はできた、そしてそ のしくみも回っている。でも、結果が出ない。売上 があがらない、目に見えた改善がなされないという ことが多くあります。簡単に言えば、「成功」をつ かむために必要条件は整えたけれども、十分条件で はない。ということです。サッカーでいえば、「名 プレーヤーを集め、ベストなフォーメーションで試 合に臨んでも」点が入らなければ試合には勝てませ ん。つまり、しくみやそのしくみをうまく回すオペ レーションが出来ても、ゴールにけり込む「決定 力」がなければ試合には勝てないのです。どうする か、私達は「パフォーマンス(成果)志向」と言っ ています。つまり、「しくみーオペレーション」は 手段であって、目的ではないのです。目的は、「結 果を出すこと」なのです。ですから、手段が使える ようになったら、「パフォーマンス(成果)志向」 でいかに結果を残すかという一番重要なテーマと向 き合うのです。ちょっとしたコツとしては、まずは 一点取ること、つまり小さな成功をつかむことで す。そこで成功に導く風穴を開けるのです。

「成功の法則」ってそんな当たり前のことか・・ と思われる向きもあろうかと思います。そんな当た り前のことがいかにできていないかという現実を目 の当たりにしてきました。まずは、愚直に「成功の 法則」に取り組んでみませんか?